

改正建築基準法の施行日（令和7年4月1日）前後の申請について

令和7年4月1日より施行される建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、施行日前後には審査や交付手続きが大変混雑することが予想されます。

つきましては、新旧基準に基づく申請および訂正の期日を下記のとおり設けさせていただきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、お申し込み状況によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。また、下記以外の審査についても、通常より大幅なお時間を要する可能性があります。

お手数をおかけしますが、できるだけお早めにご申請いただきますようお願い申し上げます。

2025年3月31日（月）までに確認済証等の交付希望

《確認申請（旧基準）・長期優良住宅・設計住宅性能評価》

申請用途	申請期日 ^{※1}	訂正期日 ^{※2}
一戸建て住宅・長屋・共同住宅（3階以下）	2月14日（金）	3月17日（月）

2025年4月1日（火）～4月4日（金）の間に確認済証等の交付希望

《確認申請（新基準）・長期優良住宅・設計住宅性能評価・省エネ適判》

申請用途	申請期日 ^{※1}	訂正期日 ^{※2}
一戸建て住宅・長屋・共同住宅（3階以下）	2月14日（金）	3月17日（月）

注意事項

- 申請期日は、申請図書がすべて整い、受付が可能となった日を指します。
- 訂正期日は、全ての訂正が終了した日を指します。
- 消防同意・行政照会が必要な物件は、その処理に要する日数を考慮し、上記期日より早い日が期日となります。
- 新基準の確認申請及び住宅の省エネ適判は、令和7年2月1日よりお預かりを開始します。
- 新基準で令和7年4月1日以降交付希望のものは、**新書式**を添付してください。
- 新基準の確認申請の交付日は、事務処理の都合上、令和7年4月1日～4月4日のいずれかとなります。順次処理を進めてまいります。4月1日交付は確約できません。あらかじめご了承ください。
- 省エネ適判の引受日・交付日は4月1日以降となります。
- 今年度内に交付を希望される場合は、申請時にKSオンラインにてその旨をお申し伝ください。
- 記載されていない用途や規模のものは、別途お問い合わせください。
- 業務状況に応じて期日が変更となる場合があります。